

熊高教育協議会会則

(和歌山県立熊野高等学校)

(名称)

第1条 熊高教育協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を熊野高等学校内に置く。

(構成)

第2条 協議会の委員は、地域住民・OB・保護者・学校（教職員・生徒）を持って構成する。

(委嘱)

第3条 協議会の委員は、教育に関する理解及び識見を有するもののうちから学校長が委嘱する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(目的)

第5条 協議会は、学校運営に関する事項や様々な教育課題への対応方策等について、意見交換を行い、意志疎通を図り、共通理解を深め、特色ある開かれた学校づくりの進展に寄与することを目的とする。さらに熊野高等学校の教育活動を推進するとともに物心両面において後援することも目的とする。

(事業)

第6条 1 協議会は、上記の目的達成のために、次の委員会を置く。ただし、必要のある場合は、その他の委員会を置くことができる。

(1) 総務委員会

(2) 企画委員会

2 各委員会の内容は、次のとおりとする。

総務委員会は、協議会の運営及びまとめ等を行い、その任は役員と本校校長・教頭が当たる。ただし、顧問は必要に応じて出席するものとする。

企画委員会は、地域との連携、生徒指導、教育研修等々の計画・立案を行う。その人選は、各代表委員より高校（2名）・小学校（1名）・中学校（1名）・地域（2名）・保護者（2名）・OB（1名）が互選で行い、その任に当たる。なお、企画委員会の座長は理事の互選により1名が、その任に当たる。

3 熊野高等学校教育活動への経済的支援を行う。

4 熊高教育協議会会員の研修活動への経済的支援を行う。

5 その他、本会の目的達成に関する事業。

(役員)

第7条 協議会の役員は、学校長が推薦し協議会で了承を得るものとする。役員は、本校職員以外の者で、次のように定め、任期1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 会 長 (1 名)
- 2 副 会 長 (2 名)
- 3 理 事 (若干名)
- 4 会 計 (2 名)
- 5 会計監査 (2 名)
- 6 顧 問 (若干名)

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この協議会を代表して会務を掌握する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 理事(うち1名)は、企画委員会の座長として運営に当たる。

(会議)

第9条 協議会は、次のとおりとし、学校長の求めに応じて、会長がこれを招集する。

- 2 協議会は、年3回開催する。必要がある場合は、臨時に開くことができる。
- 3 総務委員会は、協議会に提出する議題の作成、その他必要な事項等の執行に当たる。
- 4 毎年第1回協議会で前年度の事業計画並びに決算報告を行う。
- 5 毎年第1回協議会で新年度の事業計画並びに予算の審議をする。

(会計)

第10条 経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(会費)

第11条 PTA会員会費(本校在校生保護者)、一般会員会費(本校保護者以外の者及び本校職員)、法人会員(同窓会員並びに本会の趣旨に賛同していただける法人)

- 1 PTA会員会費は1口2,000円として入学時に集め、3年間有効とする。
- 2 一般会費は1口2,000円とし年会費として更新する。
- 3 法人会費は1口10,000円とし年会費として更新する。

(補則)

第12条 この会則の変更は、総務委員会で審議のうえ、決定し協議会に報告するものとする。

(付則)

この会則は、平成14年4月1日から施行する。